

令和6年度 水産食料品製造業における 労働災害防止等説明会

- 稚内署管内の労働災害発生状況
- 水産食料品製造業の死亡労働災害発生状況
- 稚内署管内の水産食料品製造業の労働災害の特徴
- 新たな化学物質規制
- 外国人労働者の労働災害防止対策

稚内署管内の労働災害発生状況（令和6年）

区分 業種別	令和6年			令和5年			対前年		業種 割合 (%)	令和5年(確定)		
	死亡	休業	合計	死亡	休業	合計	増減数	増減率		死亡	休業	合計
全産業合計	2	85	87		106	106	-19	-17.9	100.0		123	123
除く鉱業計	2	85	87		106	106	-19	-17.9	100.0		123	123
製造業	1	14	15		19	19	-4	-21.1	17.2		20	20
食料品	1	9	10		16	16	-6	-37.5	11.5		17	17
木材木製品		2	2		1	1	1	100.0	2.3		1	1
紙・パルプ												
窯業・土石		1	1		1	1	±0	0.0	1.1		1	1
金属・機械					1	1	-1	-100.0			1	1
その他		2	2				2	0.0	2.3			
鉱業												
土石採取業		1	1		1	1	±0	0.0	1.1		1	1

※令和7年1月末現在

区分 業種別	令和6年			令和5年			対前年		業種 割合 (%)	令和5年(確定)		
	死亡	休業	合計	死亡	休業	合計	増減数	増減率		死亡	休業	合計
鉱業												
土石採取業		1	1		1	1	±0	0.0	1.1		1	1
建設業		19	19		24	24	-5	-20.8	21.8		25	25
土木工事業		6	6		10	10	-4	-40.0	6.9		11	11
建築工事業		6	6		9	9	-3	-33.3	6.9		9	9
木造建築業		4	4		3	3	1	33.3	4.6		3	3
設備工事業		3	3		2	2	1	50.0	3.4		2	2
道路貨物運		6	6		10	10	-4	-40.0	6.9		10	10
その他の運		1	1		1	1	±0	0.0	1.1		1	1
貨物取扱業												
林業		1	1		2	2	-1	-50.0	1.1		2	2
漁業		12	12		15	15	-3	-20.0	13.8		15	15
商業		9	9		7	7	2	28.6	10.3		7	7
清掃業		6	6		1	1	5	500.0	6.9		1	1
畜産業	1	3	4		6	6	-2	-33.3	4.6		6	6
社会福祉施		3	3		5	5	-2	-40.0	3.4		20	20
その他の事業		10	10		15	15	-5	-33.3	11.5		15	15

令和6年の特徴

- 死亡災害2件発生（製造業1件、畜産業1件）
- 新型コロナウイルス感染症を除くと、災害件数は87件（過去2番目に少ない。過去最少は平成21年の85件）

稚内署管内の労働災害発生状況（令和6年）

区分 業種別	令和6年			令和5年			対前年		業種 割合 (%)	令和5年(確定)		
	死亡	休業	合計	死亡	休業	合計	増減数	増減率		死亡	休業	合計
全産業合計	2	85	87		106	106	-19	-17.9	100.0		123	123
除く鉱業計	2	85	87		106	106	-19	-17.9	100.0		123	123
製造業	1	14	15		19	19	-4	-21.1	17.2		20	20
食料品	1	9	10		16	16	-6	-37.5	11.5		17	17
木材木製品		2	2		1	1	1	100.0	2.3		1	1
紙・パルプ												
窯業・土石		1	1		1	1	±0	0.0	1.1		1	1
金属・機械					1	1	-1	-100.0			1	1
その他		2	2				2	0.0	2.3			
鉱業												
土石採取業		1	1		1	1	±0	0.0	1.1		1	1

※令和7年1月末現在

令和6年の特徴

- 食料品製造業の労働災害件数は減少
- 水産食料品製造業の労働災害発生件数は9件
(過去2番目に少ない。過去最少は平成21年の6件)

稚内署管内の死亡労働災害発生状況（令和6年）

水産食料品製造業（8月）

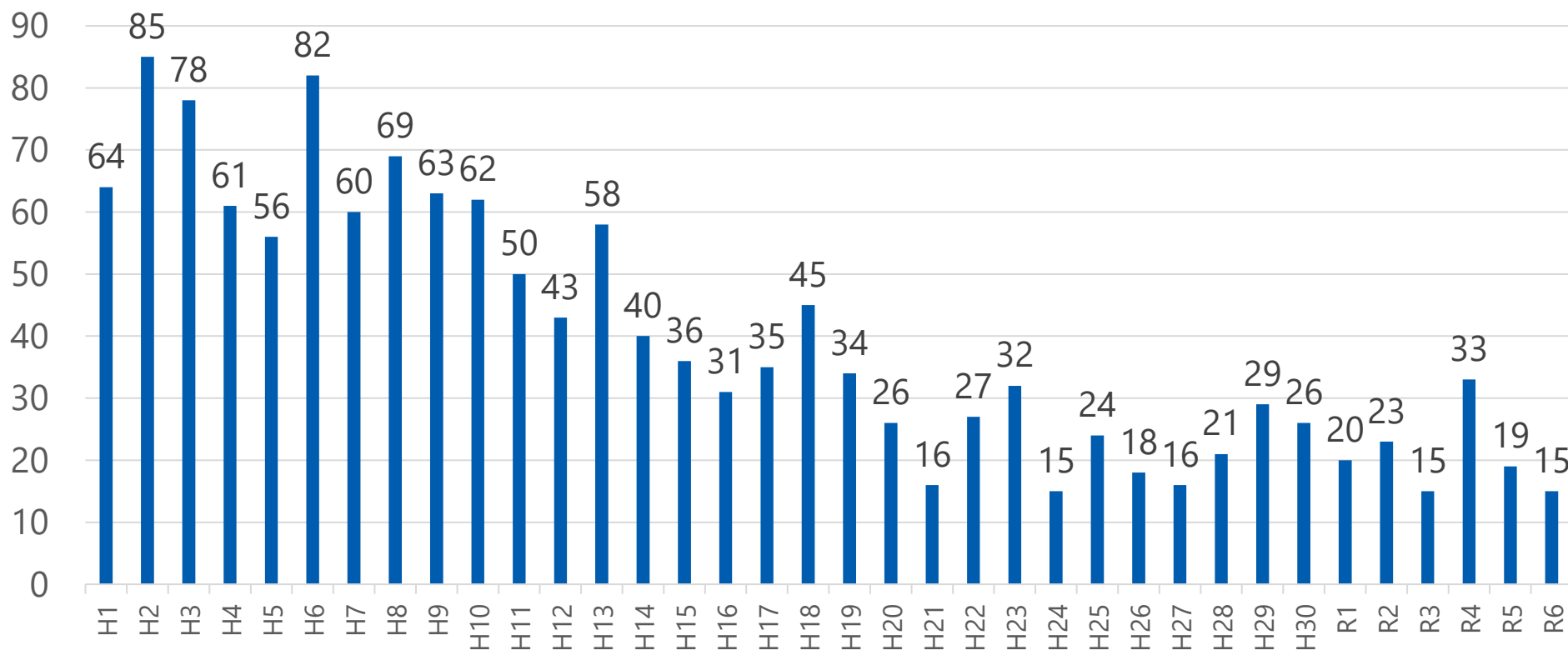
被災者は、作業場内の階段を通行中、階段から転落して床に額を打ち付け、後日体調悪化により亡くなったもの。

畜産業（12月）

被災者は、飼料攪拌機に誤って投入された異物を除去するため、攪拌機の内部に入り作業を行っていたところ、別の作業者が攪拌機内に被災者がいることに気づかず攪拌機のスイッチを入れたため、被災者が攪拌機内で巻き込まれたもの。

稚内署管内の労働災害発生状況

年別 製造業における労働災害発生件数（平成元年以降）



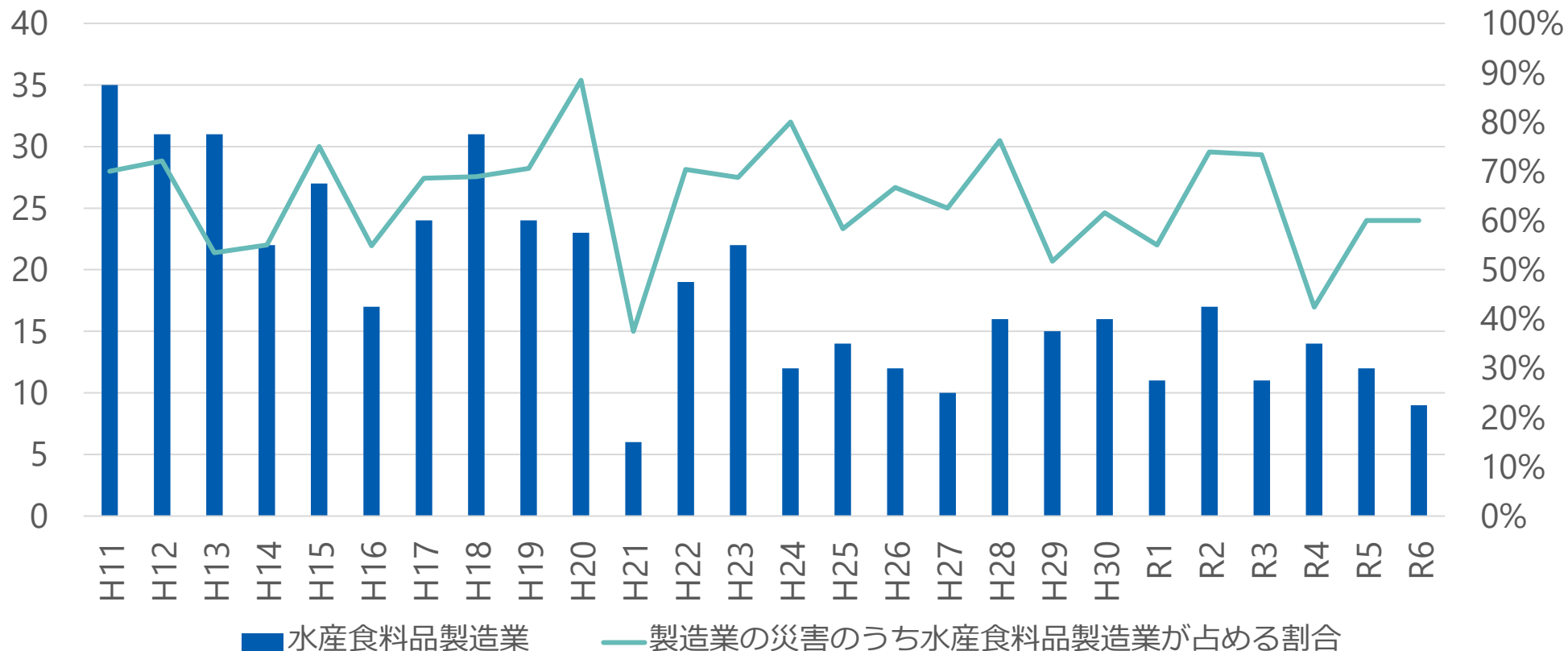
■ 年別 労働災害発生件数（平成元年以降）

※令和7年1月末現在

※新型コロナウイルス感染症は除く

稚内署管内の労働災害発生状況

水産食料品製造業の災害発生件数と製造業全体に占める割合（平成11年以降）



※令和7年1月末現在

※新型コロナウイルス感染症は除く

北海道内の水産食料品製造業の死亡労働災害発生状況（稚内署除く）

令和6年 旭川署管内

被災者は、玉ねぎ選別施設内において、玉ねぎを投入するための機械が故障したため、同僚と二人で修理を行っていたところ、引っかけて動かなくなっていた箇所の機械が不意に動き出し、被災者の上半身が機械に挟まれたもの。

令和5年 札幌東署管内

被災者は、高さ約4mにはい積みされた米紙袋の、最下段の米紙袋に穴が開いていたため粘着テープで補修していたところ、はいが崩れて下敷きとなったもの。

令和5年 岩見沢署管内

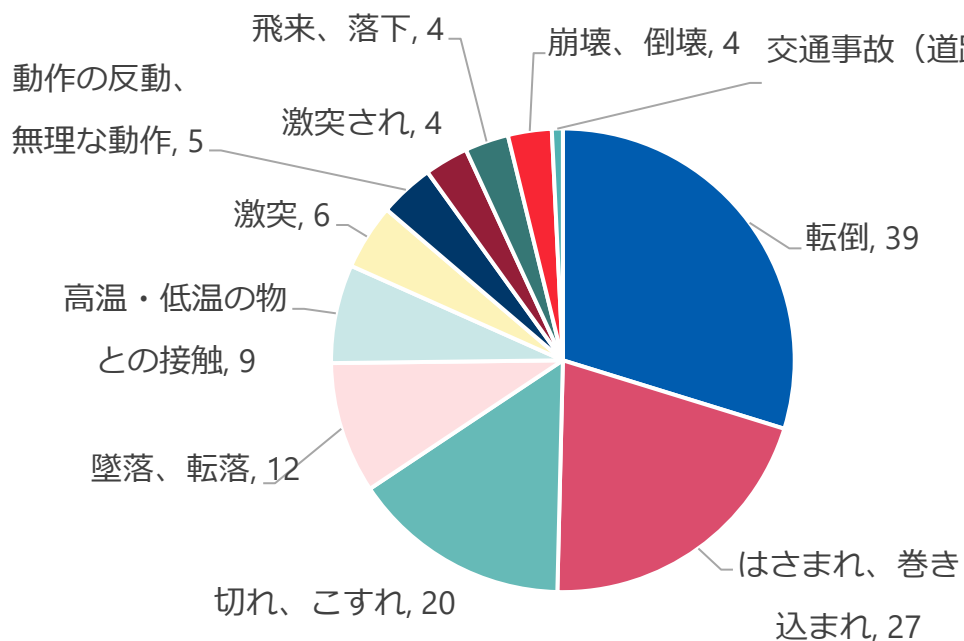
被災者は、産業用ロボットが停止したため、高さ1.1mの安全柵を乗り越えてロボットの可動範囲内に立ち入ったところ、停止中のロボットが起動し、下降したロボットハンドとローラーコンベアとの間に上半身をはさまれたもの。

令和5年 北見署管内

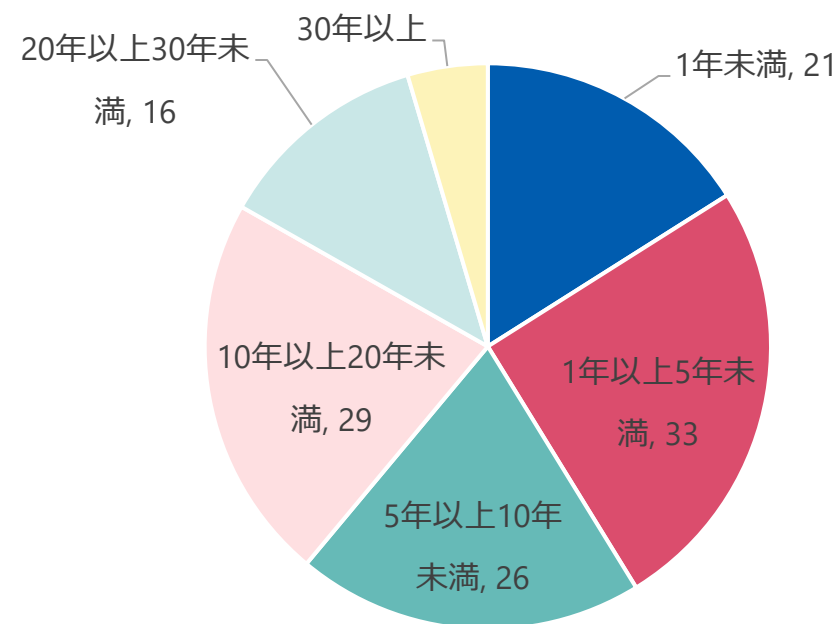
被災者ら2名は、工場屋外に設置の傾斜のついたベルトコンベヤーの位置をずらすため、同僚がフォークリフトを運転してマストの横梁でコンベヤーの高所側末端部のフレームを押し上げた。このときコンベヤーが傾いたため、離れて合図をしていた被災者が咄嗟にコンベヤーを押さえようとしたところ、コンベヤーが横転して下敷きになったもの。

稚内署管内の水産食料品製造業の労働災害の特徴

事故の型別労働災害発生状況（過去10年）



経験期間別労働災害発生状況（過去10年）

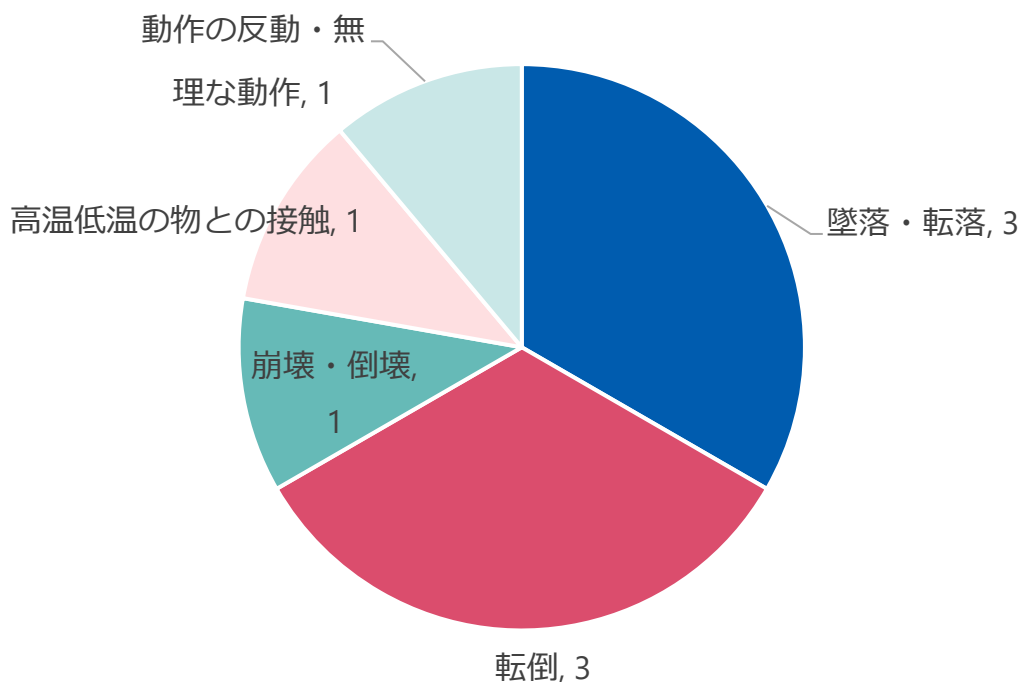


令和6年の特徴

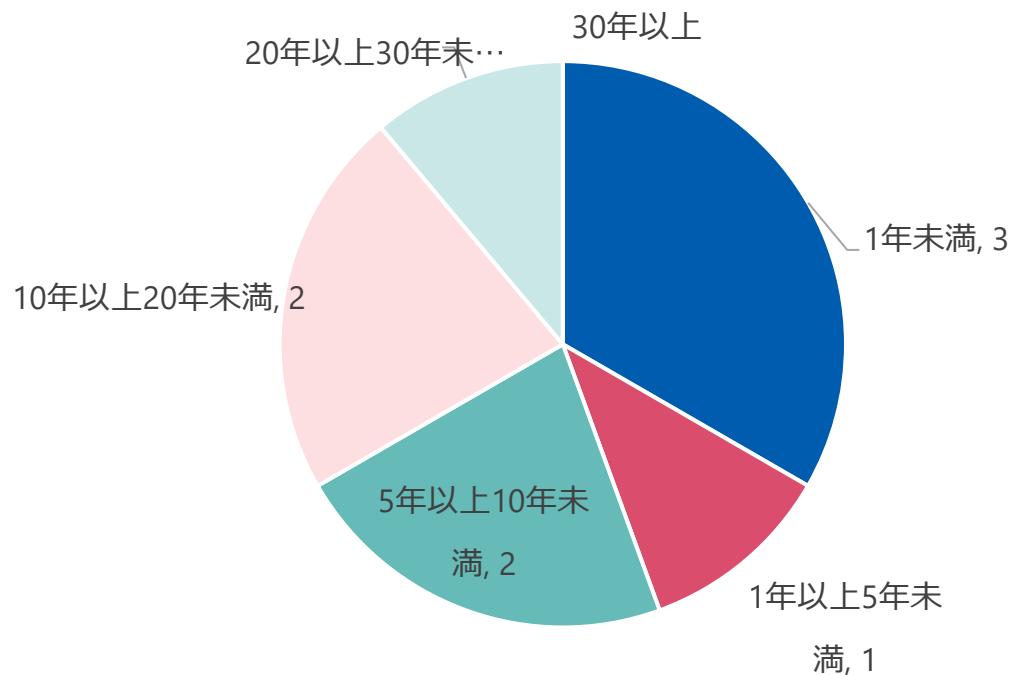
- 転倒、はさまれ・巻き込まれ、切れ・こすれがトップ3
- 経験期間1年未満の労働者の災害が多い

稚内署管内の水産食料品製造業の労働災害の特徴

事故の型別労働災害発生状況（令和6年）



経験期間別労働災害発生状況（令和6年以降）



令和6年の特徴

- はさまれ、巻き込まれ災害が0件（統計開始以来初めて）
- 経験が浅い労働者の災害が多い

稚内署管内の水産食料品製造業の労働災害の特徴

転倒災害の特徴（令和3年～令和6年）

発生事例

- ホタテ加工場において、掃除中にホースに躓いて転倒（65歳、女性、2週間）
- 事務室内で歩行中急によろけて転倒（73歳、女性、4週）
- 作業中、失神のような症状が出て転倒したもの（40歳、男性、1か月）
- テーブルリフトの配線に足を引っかけて転倒（66歳、女性、1か月）
- 休憩室入口で長靴をはこうとしたところ、すのことともに足が滑って転倒（60歳、女性、1週）
- フォークリフトのツメに足を引っかけて転倒（68歳、女性、1か月）
- 休憩室の下足場で長靴が脱げずに転倒（82歳、女性、15日）
- 帰宅時に事業場敷地内で小石に躓いて転倒（69歳、女性、1か月）
- 冷蔵庫の扉が倒れてきた際に避けようとして転倒（53歳、男性、1か月）
- 工場内で通路を歩いていた際に躓いて転倒（51歳、女性、1か月）
- ホタテの残渣に足を滑らせて転倒（66歳、女性、1か月）

※()内は、年齢、性別、休業見込日数を示す

稚内署管内の水産食料品製造業の労働災害の特徴

転倒災害の特徴（令和3年～令和6年）

特徴

- 女性の高年齢労働者に多い
- 被災の程度が1か月以上の重傷になることが多い
- 躓きによるもの、靴の履き替え時によるものが多い
- 何もなくても、めまい等で転倒することもある

稚内署管内の水産食料品製造業の労働災害の特徴

はさまれ、巻き込まれ災害の特徴（令和3年～令和5年）

発生事例

- 作業終了後の清掃作業中、ベルトコンベヤーを稼働させたまま、魚の残滓を取ろうとして左手を挟めた（23歳、女性、2か月）
- 入口の扉を開けた際に、強風で扉が強く締まり、指を挟めた（49歳、男性、10日）
- キャスター付きのタンクの水を捨てようとした際に、キャスターが足の上に乗ってしまった（45歳、男性、1週間）
- バキュームポンプの清掃中、ボールバルブ内に指を入れて指を切断した（22歳、男性、40日）
- ホタテ加工作業中、スクリューコンベヤーの詰まりを解消しようとして稼働させたまま指を入れ、巻き込まれた（47歳、男性、6週間）
- ホタテ洗い機の点検中に、電源を入れたままカバーを外し、むき出しのチェーンに指を挟めた（41歳、男性、2か月）
- 袋詰め作業中、ベルトコンベヤーとローラーの隙間に落ちた製品を取ろうとして、稼働させた手を伸ばし、ローラーに指を挟めた（68歳、女性、1か月）
- フォークリフトでタンクを運搬中、滑り落ちそうになったタンクを押さえようとして、タンクとフォークリフトのツメに指を挟めたもの（37歳、男性、1か月）

※()内は、年齢、性別、休業見込日数を示す。赤字は外国人労働者

稚内署管内の水産食料品製造業の労働災害の特徴

はさまれ、巻き込まれ災害の特徴（令和3年以降）

特徴

- 動力機械を稼働させたまま、ごみの除去や点検を行うことによる災害が多い
- 外国人労働者による労働災害が多い
- 被災の程度が1か月以上の骨折や指の切断等の重傷になる可能性が高い

稚内署管内の水産食料品製造業の労働災害の特徴

切れ、こすれ災害の特徴（令和3年～令和5年）

発生事例

- 加工機械の清掃中、魚の残渣を取ろうとして、機械を稼働させたまま、手を伸ばし、カッターで指を切った（75歳、女性、1週間）
- 清掃作業中、工場床の目皿を外した際に、目皿の角で指を切った（69歳、女性、2週間）
- 魚を裁いている際に包丁で指を切った（68歳、女性、4日）
- ホタテ貝剥き作業中、力を入れた際に手元が滑り、ヘラで左肘を切った（49歳、男性、2週間）
- タラの頭落としのため、ヘッドカッターを使用していたところ、安全柵の中に手を入れた状態で機械を稼働させて手を切った（48歳、女性、1か月）
- ホタテの貝剥き作業中に誤ってヘラで指を切った（65歳、女性、1か月）

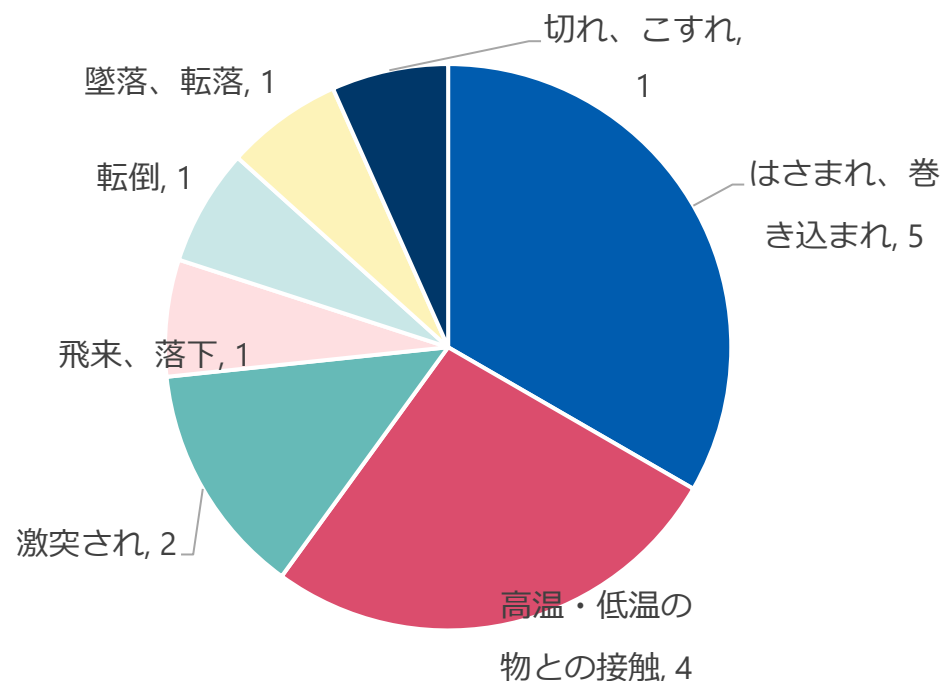
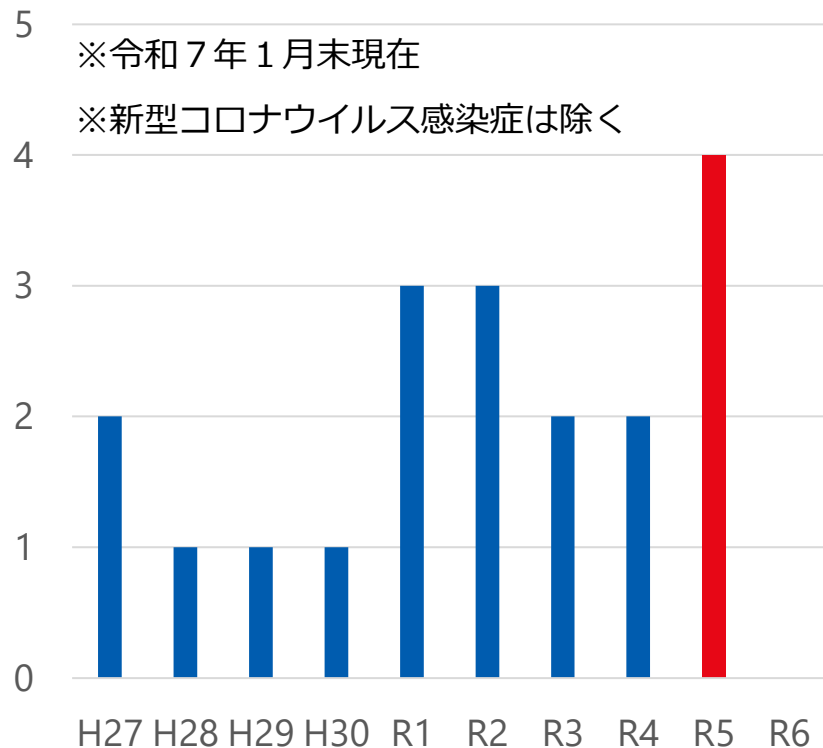
※()内は、年齢、性別、休業見込日数を示す。

特徴

- 女性の高年齢労働者に多い
- 包丁やヘラ等の手工具による災害が多い

稚内署管内の水産食料品製造業の労働災害の特徴

外国人労働者の労働災害発生件数の推移と事故の型（過去10年）



特徴

- 平成27年から毎年発生していたが、令和6年は0件
- コンベヤー等へのはさまれ・巻き込まれが多い（重篤な災害となる危険性大）

新たな化学物質規制

新たな化学物質規制概要

個別規制

(限られた数の) 特定の化学物質に対して
(特別則で) 個別具体的な規制を行う方式



特別則で**未規制の物質**を主眼として

例) 特定化学物質障害予防基則 (特化則)
有機溶剤中毒予防規則 (有機則)

自律的管理

危険性・有害性が確認された全ての物質を対象として、以下を事業者を求める

- **ばく露を最小限**とすること
(危険性・有害性が確認されていない物質については、努力義務)
- 国が定める濃度基準がある物質は、**ばく露が濃度基準を下回る**こと
- 達成等のための手段については、リスクアセスメントの結果に基づき、**事業者が適切に選択**すること

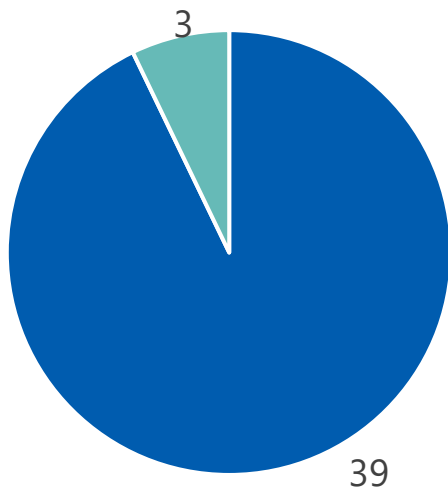
昨年も同じ説明をしましたが…

その後、自社で化学物質を使っているかどうか確認しましたか？

新たな化学物質規制

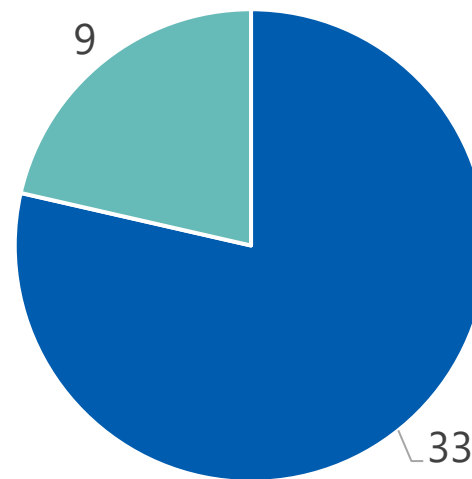
アンケート結果（n = 42、回答率約65%）

化学物質を使用しているか



■ 使用している ■ 使用していない

化学物質の有無を判断する担当者



■ いる ■ いない

新たな化学物質規制

新たな化学物質規制概要

現状の化学物質に対する法規制は、化学物質により大きく①～③に分類される

個別規制対象物質

(特化則、有機則、石綿則など)

①

SDS交付、ラベル表示、

リスクアセスメント対象物質

②

個別規制なし

③



個別規制なしってことは、③の物質なら問題ないですね！

いや、必ずしも安全とは言えないんだ



新たな化学物質規制

新たな化学物質規制概要

現状の化学物質に対する法規制は、化学物質により大きく①～③に分類される

個別規制対象物質

(特化則、有機則、石綿則など)

①

SDS交付、ラベル表示、

リスクアセスメント対象物質

②

個別規制なし

③

GHS分類によって順次移行中



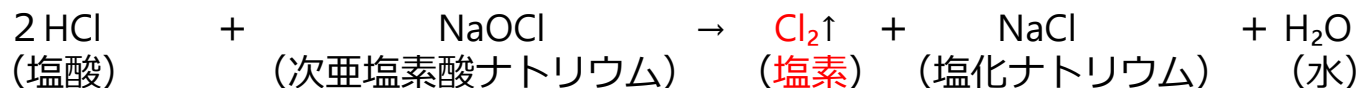
今はその有害性がはっきりとしておらず規制が追い付いていないものがたくさんある。だからこそ自分たちで有害性を確認して正しい対応する必要があるんだ

新たな化学物質規制（例）

化学物質による重大災害（令和6年、稚内署）

工場内の洗浄用滅菌水（塩酸と次亜塩素酸ナトリウムの混合液）を生成するため、ポリタンクに入っていた次亜塩素酸ナトリウムを装置の専用タンクに補充する際、隣の塩酸用タンクに誤って投入したため、塩素ガスが発生した。すぐに元のポリタンクに次亜塩素酸ナトリウムを戻していたところ、更に塩素ガスが発生し、そのガスを吸い込んだ**作業員12名**が被災したものの。

反応式



Q. 塩酸、次亜塩素酸ナトリウムはそれぞれ①～③のどれに該当するでしょうか

個別規制対象物質

（特化則、有機則、石綿則など）

①

SDS交付、ラベル表示、

リスクアセスメント対象物質

②

個別規制なし

③

新たな化学物質規制

化学物質による重大災害（令和6年、稚内署）

個別規制対象物質

（特化則、有機則、石綿則など）

①

塩酸

SDS交付、ラベル表示、
リスクアセスメント対象物質

②

個別規制なし

③

次亜塩素酸ナトリウム

※ただし、皮膚刺激性有害物質には該当



③の物質の有害性はどのように
判断したらよいの？

まずはSDSを見ることだね



新たな化学物質規制

SDSを読む

化学物質および**化学物質を含む混合物**を譲渡または提供する際に、その化学物質の物理化学的性質や危険性・有害性及び取扱いに関する情報を化学物質等を譲渡または提供する相手方に提供するための文書



うーん、そもそも化学物質ってなんだろう
何があてはまるかわからないや

極端なことを言えば、ほぼすべての物質がこれに該当するね
例えば、水も化学式だと H_2O で、化学物質だよ。そして飲みすぎれば水中毒を起こすことになる
もちろん水を使うために水道局からもらうことはないけれど、**消毒液**や**洗剤**なんかは、製品がどれだけ無害性を謳っていたとしても、間違いなく化学物質といえる



新たな化学物質規制

SDSを読む



じゃあ法律上は、どんな製品でもSDSをもらう必要があるってこと？

いや、全てではない。法律で決められているSDSを交付しないといけない化学物質は、さっきの区分の①と②になるよ



ふーん。でも、その製品に①と②の化学物質が含まれるかどうかはどのように判断したらよいの？

• • • • •



新たな化学物質規制

SDSを読む



そう。
SDSをもらうべき製品かどうかは、結局SDSをもらわないとよくわからない。
だからこそ、事業場は**化学物質管理者**を選任して事業場の化学物質の**有無**を把握することが大切なんだ。

SDSを読む

「ナフタレン」という化学物質のSDSを例にSDSの読み方を学んでいきます。
※実務上は「化学物質そのもののSDS」ではなく「製品のSDS」をもらうこととなりますが、読み方は変わりません。
会場の方はお手元のSDSをご覧ください。Webの方はそのまま画面をご覧ください。

ここからはメモを取ることをお勧めします

新たな化学物質規制

皮膚等障害化学物質使用時の保護具（R6.4～）

単に手袋等を使用しているにもかかわらず、保護具を浸透して皮膚に達し、健康障害を起こすことがあるため、**特定の物質**に対して「**不浸透性の保護具**」の使用が義務付けられたもの



特定の物質ってどれくらいあるの？

現時点で1200物質以上が定められているね



そんなにあるのか。でも、SDSの適用法令のところを見たら大丈夫だね

そうとも言えないな



新たな化学物質規制

皮膚等障害化学物質使用時の保護具（R6.4～）



SDSの作成（改定）年月日次第では、「適用法令」に皮膚等障害化学物質の記載を行っていない場合がある。

そんなときは、危険有害性の

「皮膚腐食性・刺激性」、

「目に対する重篤な損傷性・眼刺激性」、

「呼吸器感作性又は皮膚感作性」

のいずれかが区分1のものに該当するか確認するんだ。

もしくは、厚生労働省が対象物質のリストを掲載しているから、製品に含まれる化学物質が該当するか照らし合わせてほしい。



https://anzeninfo.mhlw.go.jp/yougo/yougo108_1.html

新たな化学物質規制

皮膚等障害化学物質使用時の保護具（R6.4～）



とりあえず対象物質はわかった。うちの工場には皮膚等障害化学物質にあてはまるものがあるみたいだから、ここにあるニトリルの手袋を着けたら大丈夫？

それは、なんとも言えないな。
物質にあった**化学防護手袋**を使用してくれ



物質に合った手袋？
まだ確認しなきゃいけないことがあるの？

あともう一息だ。頑張ろう



新たな化学物質規制

皮膚等障害化学物質使用時の保護具（R6.4～）



手袋の種類もニトリルやブチルゴム、ポリ塩化ビニル...とさまざまあり、その厚さも多種多様だ。取り扱う物質との相性を確認して選んでほしい。その相性は「**耐透過性能一覧表**」と検索すれば見ることができる。製品にはさまざまな化学物質が含まれている。だから、1種類の手袋では対応できないこともある。**2種類**の手袋を**重ねて**使用するなどの工夫も必要となる。



耐透過性能一覧表

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001216987.xlsx>

新たな化学物質規制

皮膚等障害化学物質使用時の保護具（R6.4～）



わかった。化学物質も確認した。手袋との相性も確認した！ニトリル手袋でよかったみたい！
この手袋、たまにしか使わなくて汚れもしないから使い終わったらロッカーに入れてるんだよね

え、ロッカー？
繰り返し使ってるってこと？



.....（変なこと言ってしまったか）

新たな化学物質規制

皮膚等障害化学物質使用時の保護具（R6.4～）



どんなに相性の良い手袋を選んでも、化学防護手袋は使い捨てが原則だ。一度触れると徐々に**浸透**していったり、手袋が**膨張**して割れやすくなったりする。

見た目には変わらなくても、**一度使用したものは捨てることだ**。一般的な相性については「耐透過性能一覧表」でわかるが、個別具体的な性能については、化学防護手袋の説明書やメーカーを確認するのがよいよ。

詳細は「**皮膚障害等防止用保護具の選定マニュアル**」を検索して読んでほしい。

新たな化学物質規制

		2023(R5).4.1		2024(R6).4.1	
化学物質管理体系の見直し	名称等の表示・通知をしなければならない化学物質の追加				2024(R6).4.1施行
	ばく露を最小限度にすること (ばく露を濃度基準値以下にすること)		2023(R5).4.1施行		2024(R6).4.1施行
	ばく露低減措置等の意見聴取、記録作成・保存		2023(R5).4.1施行		
	皮膚等障害化学物質への直接接触の防止 (健康障害を起こすおそれのある物質関係)		2023(R5).4.1施行		2024(R6).4.1施行
	衛生委員会付議事項の追加		2023(R5).4.1施行		2024(R6).4.1施行
	化学物質によるがんの把握強化		2023(R5).4.1施行		
	リスクアセスメント結果等に係る記録の作成保存		2023(R5).4.1施行		
	化学物質労災発生事業場等への監督署長による指示				2024(R6).4.1施行
	リスクアセスメント等に基づく健康診断の実施・記録作成等				2024(R6).4.1施行
	がん原性物質の作業記録の保存		2023(R5).4.1施行		
実施体制の確立	化学物質管理者・保護具着用責任者の選任義務化				2024(R6).4.1施行
	雇入れ時等教育の拡充				2024(R6).4.1施行
	職長等に対する安全衛生教育が必要となる業種の拡大		2023(R5).4.1施行		
情報伝達の強化	S D S 等による通知方法の柔軟化	2022(R4).5.31(公布日)施行			
	「人体に及ぼす作用」の定期確認及び更新		2023(R5).4.1施行		
	通知事項の追加及び含有量表示の適正化				2024(R6).4.1施行
	事業場内別容器保管時の措置の強化		2023(R5).4.1施行		
	注文者が必要な措置を講じなければならない設備の範囲の拡大		2023(R5).4.1施行		
管理水準良好事業場の特別規則適用除外			2023(R5).4.1施行		
特殊健康診断の実施頻度の緩和			2023(R5).4.1施行		
第三管理区分事業場の措置強化					2024(R6).4.1施行

新たな化学物質規制

名称等の表示・通知をしなければならない化学物質の追加

- 労働安全衛生法（以下「安衛法」という。）第57条～第57条の3の対象となる化学物質（以下「リスクアセスメント対象物」という。）として、国によるGHS分類に基づき、危険性・有害性が確認された全ての物質を順次規制対象に追加する。
- 令和4年2月の安衛令改正では、国によるGHS分類の結果、発がん性、生殖細胞変異原性、生殖毒性及び急性毒性のカテゴリーで区分1相当の有害性を有する物質（234物質）をリスクアセスメント対象物に追加（対象物質の裾切り値は※1により設定）。
- 危険有害性のある化学物質を容器に入れ、又は包装して、譲渡し、又は提供する者は、その容器又は包装に、当該化学物質の名称等の表示を行わなければならない。また、危険有害性のある化学物質を譲渡し、又は提供する者は、文書（SDS※2）の交付等により、当該化学物質の名称等の通知をしなければならない。[安衛法第57条及び法第57条の2]
- 当該化学物質を取り扱う際に、化学物質の危険有害性等の調査（リスクアセスメント）を実施しなければならない。[安衛法第57条の3]

ポイント

- SDSをもらうこと
- 容器に名称等を表示すること
- リスクアセスメントを実施すること

新たな化学物質規制

リスクアセスメント実施支援

職場のあんぜんサイト

ホーム> 化学物質> リスクアセスメント支援ツール

<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/ankgc07.htm>

The screenshot shows the '職場のあんぜんサイト' (Anzen Site) interface. At the top left is the logo of the Ministry of Health, Labour and Welfare (厚生労働省). The main header reads '職場のあんぜんサイト' with a subtitle '職場の安全を応援する情報発信サイト/'. Navigation links include 'HOME', 'お問合せ', and 'サイトマップ'. A search bar is present. Below the header are four main menu items: '労働災害統計' (Labor Disasters Statistics), '労働災害事例' (Labor Disasters Cases), '各種教材・ツール' (Various Educational Materials and Tools), and '化学物質' (Chemical Substances). The breadcrumb trail shows 'ホーム > 化学物質のリスクアセスメント実施支援'. The main content area is titled '化学物質のリスクアセスメント実施支援' and contains a '目次' (Table of Contents) section with four items: '労働安全衛生法による化学物質のリスクアセスメントについて', 'リスクアセスメント支援ツール', 'リスクアセスメント実施・低減対策検討の支援', and '関連ページ'. Each item has a '詳しくはこちら' (More details here) link with a right-pointing arrow.

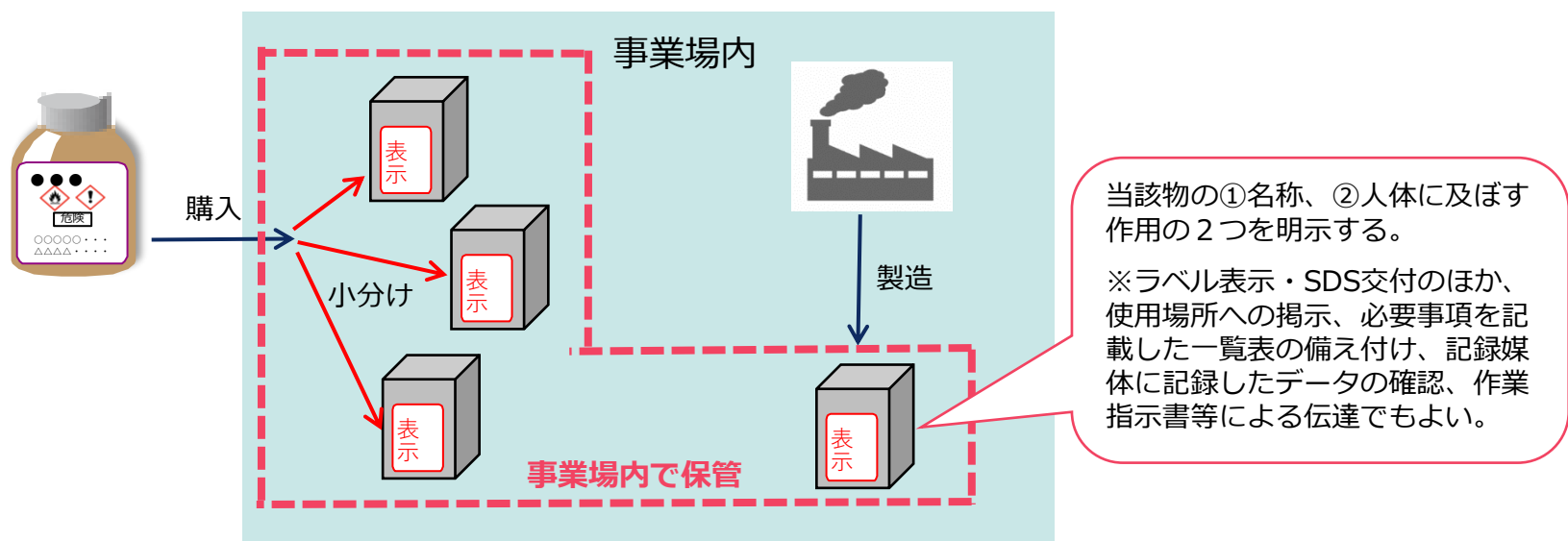


新たな化学物質規制

化学物質を事業場内で別容器等で保管する際の措置の強化

安衛法第57条で譲渡・提供時のラベル表示が義務付けられている危険・有害物質（以下「ラベル表示対象物」という。）について、譲渡・提供時以外も、以下の場合はラベル表示・文書の交付その他の方法により、内容物の名称やその危険性・有害性情報を伝達しなければならないこととする。

- ・ラベル表示対象物を、他の容器に移し替えて保管する場合
- ・自ら製造したラベル表示対象物を、容器に入れて保管する場合



- 化学物質等の危険性又は有害性等の表示又は通知等の促進に関する指針（平成24年厚生労働省告示第133号）の改正3-1から3-4までの改正に伴い、以下のとおり改正。
 - ・ 事業者が容器等に入った化学物質を労働者に取り扱わせる際、容器等に表示事項をすべて表示することが困難な場合においても、最低限必要な表示事項として、「人体に及ぼす作用」を追加する。
 - ・ 労働者に対する表示事項等の表示の方法として、光ディスクその他の記録媒体を用いる方法を新たに認める。

新たな化学物質規制

化学物質管理者の選任

(1) 選任が必要な事業場

- ・リスクアセスメント対象物を製造、取扱い、または譲渡提供をする事業場（業種・規模要件あり）

※個別の作業現場毎ではなく、工場、店社、営業所等事業場毎に化学物質管理者を選任する

※一般消費者の生活の用に供される製品のみを取り扱う事業場は、対象外

※事業場の状況に応じ、複数名の選任も可能

★リスクアセスメント対象物

労働安全衛生法第57条の3でリスクアセスメントの実施が義務付けられている危険・有害物質

(2) 選任要件

- ・化学物質の管理に係る業務を適切に実施できる能力を有する者

(※) 専門的講習の内容は、厚生労働大臣告示で示す

- ・リスクアセスメント対象物の製造事業場 → 専門的講習（※）の修了者

- ・リスクアセスメント対象物の製造事業場以外の事業場
→ 資格要件無し（別途定める講習の受講を推奨）

(3) 職務

1. ラベル・SDS（安全データシート）の確認及び化学物質に係るリスクアセスメントの実施の管理
2. リスクアセスメント結果に基づくばく露防止措置の選択、実施の管理
3. 化学物質の自律的な管理に係る各種記録の作成・保存
4. 化学物質の自律的な管理に係る労働者への周知、教育
5. ラベル・SDSの作成（リスクアセスメント対象物の製造事業場の場合）
6. リスクアセスメント対象物による労働災害が発生した場合の対応

新たな化学物質規制

保護具着用管理責任者の選任

(1) 選任が必要な事業場

- ・リスクアセスメントに基づく措置として労働者に保護具を使用させる事業場

(2) 選任要件

- ・保護具について一定の経験及び知識を有する者

次に掲げる者又は**保護具の管理に関する教育を受講した者**

- ・ 化学物質管理専門家の要件に該当する者
- ・ 作業環境管理専門家の要件に該当する者
- ・ 労働衛生コンサルタント試験合格者
- ・ 第1種衛生管理者免許または衛生工学衛生管理者免許を受けた者
- ・ 化学物質関係の作業主任者の資格を有する者
- ・ 安全衛生推進者に係る講習の修了者等

(3) 職務

- ・ 有効な保護具の選択、労働者の使用状況の管理その他
保護具の管理に係る業務

保護具の管理に関する教育カリキュラム

学科科目	範囲	時間
保護具着用管理	①保護具着用管理責任者の役割と職務 ②保護具に関する教育の方法	0.5時間
保護具に関する知識	①保護具の適正な選択に関すること。 ②労働者の保護具の適正な使用に関すること。 ③保護具の保守管理に関すること。	3時間
労働災害の防止に関する知識	保護具使用に当たって留意すべき労働災害の事例及び防止方法	1時間
関係法令	安衛法、安衛令及び安衛則中の関係条項	0.5時間
実技科目	範囲	時間
保護具の使用方法等	①保護具の適正な選択に関すること。 ②労働者の保護具の適正な使用に関すること。 ③保護具の保守管理に関すること。	1時間

外国人労働者への教育

外国人労働者への安全衛生対策について

The screenshot shows the official website of the Ministry of Health, Labour and Welfare (MHLW) of Japan. The page is titled "外国人労働者の安全衛生対策について" (About Safety and Health Measures for Foreign Workers). The header includes the MHLW logo and navigation links such as "本文へ", "お問い合わせ窓口", "よくある御質問", "サイトマップ", and "国民参加の場". A search bar with "Google カスタム検索" is also present. The main navigation menu includes "テーマ別に探す", "報道・広報", "政策について", "厚生労働省について", "統計情報・白書", "所管の法令等", and "申請・募集・情報公開". The breadcrumb trail reads: ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 雇用・労働 > 労働基準 > 安全・衛生 > 外国人労働者の安全衛生対策について. The main content area features a sub-header "外国人労働者の安全衛生対策について" and a paragraph stating: "厚生労働省では、外国人労働者の安全衛生対策に活用いただける教材を提供しています。" Below this, there are several links for educational materials: 安全衛生教育, 建設業(教材), 農業(教材), 漁業(教材), 造船・船用工業(教材), 建設就労者・造船就労者向け(教材), and 技能講習補助教材. On the right side, there is a sidebar menu with "政策について" selected, and sub-items for "分野別の政策一覧", "健康・医療", "福祉・介護", and "雇用・労働".

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000186714.html>



外国人労働者への教育

外国人労働者への安全衛生対策について



目次

- 在留資格と就労
- 労働災害の発生状況と発生要因の分析
- 安全管理とコミュニケーション
- 安全衛生教育
- 就業制限業務
- 日常的な安全衛生活動
- 健康管理
- 作業管理
- 伝達すべき情報
- 事例紹介

外国人労働者への教育

やさしい日本語の活用 (p.19)

POINT 1 話し出す前に内容を整理する

⇒全体像を最初に示しましょう

「結論を先に話す」ように心がけると、話が分かりやすくなります

POINT 2 一文を短くし、語尾を明瞭にして文章を区切る（「です」「ます」で終える）

「ので、から、が、けれど、て、で、たら」といった接続助詞でつながる文を切って分けましょう

「血圧を測らせていただくので、こちらの椅子に腰かけていただけますか。」

⇒「血圧を測ります。この椅子に座ってください。」

POINT 3 尊敬語・謙譲語は避けて、丁寧語を用いる（ため口も避ける）

外国人にとって尊敬語・謙譲語はとても難解なので、外しましょう

「です・ます」の形は最初に教科書に出てくる基本形です

「ご記入ください」⇒「書いてください」

「これはあぶないよ」⇒「これはあぶないです」

POINT 4 単語の頭に「お」をつけない（可能な範囲で）

「お業」「お会計」⇒「業」「会計」

POINT 5 漢語よりも和語を使う

漢語は専門用語などによく使われますが、聞いただけ（音だけ）では意味が伝わらないものが多いです

その場合、次のような対応が考えられます

A. 置き換える：日常用語に置き換えられるもの

「明日は8時に集合してください」⇒「明日は8時に 集まって ください」

「この作業は4時に 終了します」⇒「この 作業は 4時に 終わります」

B. 説明を加える：理解度が低く説明が必要な用語

C. 意図的に使う（解説付き）：現場でよく使う大事な用語

研磨（磨く）、裁断（切る）、確認（確かめる）

外国人労働者への教育

安全標識の活用（p. 53）

図 19 優良作品事例（安全標識の統一と外国語表記）〔戸田建設株式会社 東京支店〕



ポイント

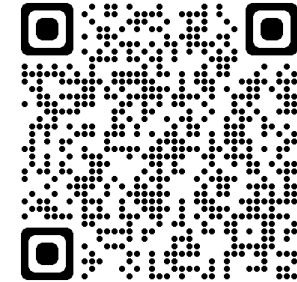
- ピクトグラムの使用
- 母国語による表示

外国人労働者への教育

母国語による教育資料の活用 (p . 5 3)

マンガでわかる働く人の安全と健康 (教育用教材) ([mhlw.go.jp](https://www.mhlw.go.jp))

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_13668.html



種類

日本語 英語 中国語
ベトナム語 タガログ語
クメール語 スペイン語
インドネシア語
タイ語 ミャンマー語
ネパール語 モンゴル語
ポルトガル語 韓国語